

埼玉県立浦和図書館における職員録（大蔵省印刷局発行）の取扱いについて

平成20年11月29日

埼玉県立浦和図書館長

職員録（大蔵省印刷局発行）の取扱いについて、当分の間、埼玉県立浦和図書館における取扱いを下記のとおりとしましたので、御理解くださるようお願いいたします。

記

1 対象資料

職員録（大蔵省印刷局発行）の内、幹部職員の住所等が掲載されているもの

2 取扱方法

- (1) 当該資料の閲覧に当たっては、図書館カードにより「館内貸出」の手続きを経て、指定された場所で閲覧するものとする。
- (2) 当該資料の複写については、個人情報に当たる部分については不可とする。

3 取扱期間

これらの措置は、平成20年11月29日（土）から平成20年12月28日（日）までの緊急的措置として行う。

4 理由

図書館資料については、県民の知る権利を保障する観点から公開を原則としているが、このたび、厚生労働省大臣官房人事課長から各都道府県教育委員会に対し「旧厚生省や旧労働省、厚生労働省の職員や元職員の個人情報を持定できる図書の閲覧や貸出について、特段の御配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。」との要請があった。

この要請を踏まえ、埼玉県立浦和図書館の緊急的措置として総合的に判断した。